

東京都立七生特別支援学校
学校運営連絡協議会設置要綱

第1 (名称)

この会の名称を「東京都立七生特別支援学校 学校運営連絡協議会」(以下「学校運営連絡協議会」という。)とする。

第2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 (組織)

- 1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。
協議委員は、校長が委嘱する学識経験者1名、東京都七生福祉園長1名、保護者代表1名、地域の中学校の校長1名、地域の高等学校の校長1名、地域の関係機関の担当者5名の計10名とする。
内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭とする。
- 2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。
評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 (役員)

- 1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名
- 2 会長は校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第7 (会の開催回数・開催時期)

学校運営連絡協議会は、年3回(学期ごとに1回ずつ)開催する。

第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 (事務局)

東京都立七生特別支援学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、主幹教諭(教務主任)をもって充てる。

第10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

- 1 平成20年4月1日に一部改正する。
- 2 平成23年4月1日に一部改正する。
- 3 平成25年4月1日に一部改正する。
- 4 平成26年4月1日に一部改正する。
- 5 平成27年4月1日に一部改正する。
- 6 平成31年4月1日に一部改正する。
- 7 令和2年4月1日に一部改正する。
- 8 令和5年4月1日に一部改正する。
- 9 令和6年4月1日に一部改正する。